

## 沖縄バイオコミュニティ規約

### (組織・名称)

第1条 本組織の名称を沖縄バイオコミュニティ（以下「コミュニティ」という）とする。

### (目的)

第2条 県内外の関係機関と連携し、企業や大学等研究機関の研究開発の推進及び研究成果の事業化・事業拡大等に加え、研究成果を社会課題解決につなげることで、持続可能な産業の振興に資することを目的とする。

### (活動)

第3条 コミュニティは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動に取り組む。

- (1) 県内外のバイオ関連機関等との連携体制の構築
- (2) 人材交流・共同研究の促進に加え、県内外の投資家や企業等との交流機会の創出
- (3) 情報発信を通じた活動の見える化・ブランド化等による人材・投資の誘引
- (4) 専門人材の育成・確保のための支援
- (5) その他、コミュニティ参画機関の課題解決に資すること

### (事業年度)

第4条 コミュニティの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。初年度については、設立日より翌年3月31日とする。

### (会員)

第5条 コミュニティは、第2条の目的に賛同する企業、大学、研究機関、金融機関、支援機関、行政・自治体等で組織する。

### (入会)

第6条 コミュニティに入会しようとする者は、ネットワーク機関に申し出を行う。

### (退会)

第7条 会員は、申請に基づき任意に退会することができる（退会届の提出）。

### (資格の喪失/除名)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失、または除名する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である組織が消滅したとき
- (3) コミュニティの名誉を著しく損ねたとき（除名）

(ネットワーク機関)

第9条 コミュニティにネットワーク機関を置く。

- 2 ネットワーク機関は、コミュニティの調整・連携機能、会員・関係機関等の窓口を担う。
- 3 ネットワーク機関は、関係機関と連携し、コミュニティの目標達成に向けた活動を行う。
- 4 ネットワーク機関は、沖縄県商工労働部ものづくり振興課及び一般社団法人トロピカルテクノプラスが共同であることとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、ネットワーク機関で協議して定める。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。